（明治四十一年十二月三十日第三種郵便物認可）（日刊）日曜及祭日の翌日休刊　明治四十二年十月廿九日（金曜日）　第二百五十一號　（一）

京城新報

人の一生は重き荷を負ふて遠き道を行くが如し急ぐべからず

●天日製塩の將來

奥大藏省技師の談

余は韓國政府の囑托に依り時々韓國製鹽業を視察せるが今年は本月初旬來韓し先づ朱安天日鹽田を見次ぎに去る十七日より二十三日まで赤倉書記官と共に廣梁灣鹽田を視察せり

曩きに韓國政府に於て製鹽事業を官營とする目的を以て一昨年度支部は仁川郡朱安面に於て天日製鹽の試驗を開始せしが成績佳良にして今や一町歩に付き十萬斤以上を生産すること確められたり其結果朱安に於ては鹽田を擴張して今や既に四十餘町歩を築造し來年度約四百萬斤は生産せらるべし今後大に鹽田を擴張する餘地あるものと認む此の他平安南道廣梁灣に於ては約千町歩の鹽田を築造し毎年一億万斤を生産する目的にて本年五月起工せし以來工事著しく進行し居れり鹽田面積約七十五町歩餘を築き既に約八分通りを竣成し十一月中には全部完成することと確實なるべし右の外本年末までには更に六十町歩の鹽田堤防の竣功を見るに至るべし而して來年五月よりは天日鹽の生産あるべく明年以降に於て隣接區たる鹽田を漸次之れが築造に着手すべき筈なり故に明年に於ける採鹽面積は實に百餘町歩にて一千餘萬斤を産し又完成鹽田は明年末に至らば五百餘町歩を算す可く期年ならずして廣梁灣内一圓は一千餘町歩の廣大なる鹽田と化すべし目下使役人夫は約千名にして所在韓人の移住して家屋を新築するもの日々増加し寂漠たる原野は俄然二百余戸の村落と化するに至れり云々

●東拓の移民規則

東洋拓殖會社の移民規則は既に其の草案の脱稿し居る由は既に報導したる如くなるが同會社の移民經營は營業課目中に於ても最も重大なるものなれば重役會議も容易に之れを決定せず今尚井上庶務課長の手に在ることと故世間に公表するの時機に達せざる由なるも其の内容は日本よりの移住民は固より韓内陸の人民と雖も或る場所より或る場所に移住せしむる等の規定もある由にして明春よりは愈々復業の經營に着手するを以て其の頃までには發布せらるべしと云ふ

●犯人の所管問題

伊藤公を狙撃したる犯罪人の所轄問題に付き某法學者曰く犯人は韓國人にして其の場所は清國なれば普通の場合より云へば清國に有する韓國の治外法權よりして其の管轄は當然日本領事の手にあるべしと雖も此問題に就きては嘗て米國が滿洲に於ける犯人に就き露國と爭ひを爲したることあり而して東清鐵道沿線の警察權は同會社に屬することなれば犯人の逮捕は勿論露國警察に於て爲したることならんが裁判權と警察權とは之れを混同すべからず元來韓國に於ては其の國人の歸化權を認めざる故へ其の犯罪者は韓國の側より云へば當然管轄權を有すと雖も露國に永く在留せる韓人は露國政府が歸化人として取扱の場合ある故引渡を肯せざるかも知れず殊に政治上の犯罪は國際法の慣例として引渡さゞる筈なれば此所管問題は最も講究を要するものなりと云ふ

●仁川民團の弔電

仁川岩崎民長は昨日我樞密院副議長及び曾禰統監に宛て左の弔電を發したり

伊藤公爵閣下の御遭難を承り驚愕痛嘆に堪へず茲に仁川居留民を代表して謹で御見舞申上ぐ

尚は同日加來仁川商業會議所會頭より同じく左の弔電を遺族に贈りたり

公爵閣下御遭難邦家の爲め痛恨に堪へず謹みて弔詞を奉る

●北海航路不成立理由

清津、元山、敦賀、舞鶴、聯絡の所謂四角航路問題は過日の閣議に於て否決不成立となりたるが今其の理由として當局者の語る處によれば該航路は釜山經由に比して一日早きも北韓と北陸地方との交通は未だ密接ならず從つて之を早むるは時機尚は早ければ目下の處右航路の必要を認めずと云ふにあり然るに北韓方面に關係を有せるものは之れに對し同航路は其現場の狀態のみにて判斷するは不當なり右航路と連絡すべき鐵道の如きは同方面開拓の急先鋒として最も其急速を感ずるものなりとして聲を放ちつゝあるも結局泣寢入とならざるべからず

●伊藤公遭難と其反響

伊藤公の遭難は未だ普ねく韓人間に知れ渡り居られざれば總括的に之れが反響を擧ぐる能はざるも皇室及び閣員等の驚愕憂懼せるは云ふ迄もなく心あるものは初代統監として韓國の開發に多大の功顯ある公を韓人が狙撃したることとなれば韓國の將來に就き頗る憂色ありされど頑迷なる儒生又は少壯血氣の學徒等は公の遭難を以て宿恨を解したりとし衷心より之れを喜び居れり而して大韓、一進等の政社は未だ其態度を表示せざるも會員中偶々後者に屬するものあるは疑ふ可からざる事實なり兎まれ兩三日中には具體的の反響を知り得べし

●景福宮の縱覽日

景福宮縱覽は從來一週二日に限られしが昨二十七日以後は月曜日を除きて毎日一般の縱覽を許可することゝなれり尤も縱覽時間其の他諸取締規定は從前の儘にて別に變更せざる由尚ほ昌德宮秘苑は毎週水曜日及び土曜日に限り所定の手續を經て拜觀を許可すべしと云ふ

●龍山民團の弔電

伊藤公遭難の報當地に傳はるや居留民は驚愕措く處を知らざりしが續て公薨去の悲報到るに及むで痛惜の餘り悲憤となり市中寂たり民長は民團を代表して昨午前十時三十分東京靈南坂官邸に宛て左の弔電を發せり

今朝公爵閣下異境に於て兇徒の爲め大薨を失ひ給ひしは痛嘆悲憤に堪わず茲に居留民を代表し謹むで弔慰の辭を呈す



第十九席

伯山改　神田松鯉口演

爲義は上皇に願ひを上げ百日を限りて鎭を尋ね差出すべく候へば、夫れまで御猶豫願ひ上たし」と申上げた、上皇漸くに聽され給ひて「然らば日限通り相違なく」と仰せられました、そこで爲義も少しく安堵の思ひを致し御所を退りまして我が館へ歸り最延、紀平治の兩人を呼び爲「イヤ今日御所へ參りて種々と御願ひを致し百日を限りて鎭を差出すべき旨申入れて參つたから汝等兩人直ちに太宰府に下りて八郎に其趣を申傳へよ」と命せられましたので「畏つて候」と兩人早速支度を致し汗馬に鞭ちて二百里に餘れる路を、唯七日に走り着いた、待設けたる爲朝は直ちに面會あり爲「如何致せしぞ兩人、父上よりの御返事は何うで有しぞ」と言葉鋭く問はれました兩人は頭を下げ安倍晏説の卜筮爲義の言葉、一伍一什を申上げた、爲朝は聞いて迷惑面に現れ、暫らく考へて居られしが忽ちに宣まふやう爲「ウム、夫れに付いて思當る事あり、彼の鶴は予が夢枕に立ちし時、南海の果にて遇はんと告げしことあり、易の説とも能く合せり、左れば琉球とやらへ八を遣はして探し求めなば獲ることもあらんなれど、其の事に就きては爾とも相談をせねばならず、何しろ困つた事になつたり、けれど何事でも是れは出來ぬと云ふことは大嫌だ、如何なることでも仕遂げて見せるが予の氣象なれば、兩人とも心配するに及ばず」と少も御驚きの樣子なく一同にも相談せんものと、忠國並びに多くの家來を呼集めて此事を御相談になつた、時に舅の忠國申されけるは　忠「琉球は薩摩潟を去ること太洋三百七十里を隔つ、如何にして渡り行かん、殊に地理を知らず、言語を解せず、よしや、彼の鶴、此の國にありとも之れを百日の間に求むることなか〳〵にて難し、然るを琉球國まで渡ること容易の業にあらず、聞く所に依れば薩摩國よりは路も近く、彼國と琉球は、船も往復なし居る由、彼の國人を呼寄せて尋ぬれば何とか又好き工夫もあるべし紀平治は元は琉球國人なりと聞く、汝に好き考はあらざるか」と尋ねた、紀平治は進出で、實は手前より申上げやうと存じ居りました所でございます、幸ひ某の祖父は元琉球國のものでありまするゆゑ、彼の國のことは薄々祖父や父よりも聞いて居りまするが、先づ其の大略を申上げますれば、琉球はもと流虬と書き波濤萬里の中に虬の蜿蜒として浮ぶが如き形を致し居りまするので斯くは名付け候ものにてございます、彼國の王或時海に漁して美麗なる光を放ちまする珠三つを得ましたさうにございまする大きさ拳に齊しく赫々たる光輝は十里の遠きに及び、實に得難き珍寶、國王大いに悦び給ひ、一方を琉と名命け、一方を球と命けて秘藏されましたので國名を琉球と改められたさうでございます、國俗淳良にして氣候暖かく、男子は長く髭を生し眼深く鼻長く、女子は墨を以て首に黥し、其都を那覇と呼び、王城を奉神殿と號し、漏刻門、瑞泉池、中山、牌坊等の諸關門ありて乾の山を八餌山と云へり、又東に天界等寺、西に圓覺等寺あり、迎恩亭は花瓶嶼の北にありて茲を去る事五里にして天使館あり、又去る事三十里にして歡會門あり、又南に一つの島あり、其山を太平山と呼ぶ、南北に又一つの島あり、之を小琉球と云ふ、南の海中に又四つの山あり所謂硫黄山、熱壁山、移奥山、灰堆山、是に又西北に三つの嶼あり、所謂龜眼嶼、高英嶼、彭胡島是なり、又西に三つの嶼あり所謂馬齒山、古米山、彭家山是れなり、又二つの山あり釣魚嶼、瓶架山と云ふ、國王を中山と號し東宮を中城と稱し后を中婦君と稱し王子をワンシと稱し武士を親雲上と稱し其次なる者を筑登と稱す、又官名に按司親方等の數品あり、總て美童を里子と稱す庶人の子に太郎金、次郎金など云ふ乳名ありなど浴々として述べました、



京城新報

再び伊藤公銅像建設の議

伊藤公の生前、統監就任の當時、余輩は公の銅像建設の議を提唱したり、余輩が之を提唱したる理由は、韓國は數千年來の歷史を有するも、其歷史たるや全く政治の腐敗を以て殆ど一貫せるの觀なくんばあらず、其原因は儒教の流弊が形式的に國民を精神的に感化せざりし爲也、是を以て此半島及半島民を改造することは最も急務に屬す、而して之を改善するには啻に法令制度の改革のみにては効を奏するものに非ず、要は法令制度を施行する人の人格にありとす、從來半島の爲政者は總て腐敗の渦中に成長し來れるを以て、此點に於ては全く寄りて論ずるも不可なし、然るに伊藤公は統監として三年有半に亘りて、公明と廉潔とを以て施政の任に當れり、此間に於て公の公明廉潔は[illegible]、醜聞醜聲百出したるも、韓國に於ては更に此等の事なかりしは全く公の公明廉潔に基因す、韓國の改造に最も必要なる公明廉潔は活きたる公の人格に依りて感化せられたり、是れ士庶民と移住民とを問はず、此偉大なる人格を仰望し公明廉潔の德を表顯せざる可らず、而して永遠に之を紀念することは最も爲すべきの事なりとす、之れ余輩が公の銅像建設を提唱したる所以也。

余輩が右の理由を以て銅像建設を提唱しより茲に四ヶ月を經過す、[illegible]帝國と淸國との國際關係及列國の關係を一層圓滿に融和せしむるべきを期待せり、然るに哈爾賓に於て韓人兇徒の毒手に仆る、平和の權化、人道の權化たる公にして斯る遭難あらんとは、何人も全く思惟せざる所なりき、故に世人の驚愕も一層大なりき、然れども今や千萬言を繰返するも公は再び世に歸らず、唯慰むるに足るは公の肉體は失へるも、公の偉大なる人格は活きて亡びず、長へに公の偉大なる威化を世に與へん、而して公の偉大なる人格を長へに表顯し、其威化を世に及ぼすには、銅像を建設するに若くはなし、余輩は今回の訃報に接して銅像建設の更に急を要するを感ず、之れ再び此議を提唱する所以也。

惟ふに組織に於ても必ずや公の銅像建設の議は遂に決せらるべし、韓國は公が晩年に於て最も心血を注ぎたる所、其因緣最も深し、遂に此議を決し、斷固に先じて建設[illegible]なかる可らず、其建設場所は曾て述べたるが如く、南大門を以て最も好適の地なるべし、費用の如きも日韓兩國人より醵出せば可也、要は永遠に銅像を仰望するものをして、公の偉大なる人格を紀念して、平和人道廉潔の權化として其威化に浴せしむるにある也。

東京電報

▲伊藤公爵の敍位　伊藤公爵は特旨を以て從一位に敍さる（廿七日夜）

▲藤公薨去の發表　伊藤公の薨去は本日發表せられたり（同上）

▲閣議國葬に決定　本日閣議を以て伊藤公の葬儀を國葬を以て營むことに決し勅裁を仰ぎたり（同上）

▲勅使一行の召還　磐手艦の派遣を俄かに見合せられ勅使一行は途中より召還せられたり（同上）

▲藤公遺骸の着期　軍艦秋津洲は本日大連にて伊藤公の遺骸を載せ横須賀へ向け出發したり來月一日到着の豫定なり（同上）

▲伊藤公の加害者　伊藤公暗殺の兇漢は平壤の者にてウンチアン（雲致安と電註あり）と稱し他の五名は共謀者なり雲は海牙事件の米人ハーパートに關係あるものなり（同上）

▲露國政府の好意　日露交涉の結果、露國は兇漢等を日本に引渡す事に同意し審理は京城に於て行はるゝ筈（同上）

▲國葬詔勅の發表　昨夜官報號外を以て左の通り發表す（廿八日午前）

樞密院議長從一位大勳位公爵伊藤博文薨去に付き特に國葬を行ふ

▲國葬係員の任命　伊藤公葬儀係長には杉孫七郎子係員には柴田嘉門外十二名仰付けらる（同上）

▲國葬期日の決定　伊藤公の葬儀は來十一月五日執行に決定す（同上）

▲宮殿下の御差遣　來月二十八日執行せらるべき旅順白玉山頂の表忠塔除幕式には伏見宮貞愛親王殿下御參列遊ばさるべしと（同上）

▲韓鐵所屬の決定　韓國鐵道の所屬問題は鐵道院內部に於ても反對頗る多かりしが後藤總裁の熱心なる主張により終に鐵道院に合併するに決し統監府の畫策になる湖南、京元兩線の布設も鐵道院の所轄に移さるべし（同上）

▲韓鐵長官の運動　早くも鐵道院韓國管理局長たらんと運動するもの多く大屋長官の地位危はし（同上）

▲間島出張所廢止　本日勅令を以て間島統監府出張所廢止の件公表

大連電報

▲伊公遺骸の出發　伊藤公遺骸は明二十八日午前十時秋津洲艦に搭乘歸朝せらるべし（二十七日夜）

▲磐手派遣の中止　佐世保より派遣せらるべき筈の磐手艦見合はす事となれり（同上）

▲中村總裁の隨行　滿鐵總裁中村是公氏は遺骸に隨行上京の筈（同上）

▲遺骸隨行の各員　古谷久綱、室田義文、中村是公、鄭永邦、森槐南、小山善、松木某外二名一行は伊藤公の遺骸に隨ひ一日横濱に着する筈（廿八日同上）

▲國葬期日と墓地　藤公國葬期日は來月四日墓地は大磯と決定（同上）

▲犯人一名は引渡　犯人一名は露國官憲より日本の手に引渡し審理中共犯も目下取調中なり（同上）

奉天電報

▲遭難を聽きし元帥　キ元帥は奉天にて伊藤公の遭難を聞き閣下の長逝せるは日本のみならず東洋の損害にして同盟國たる英國の亦痛恨に堪へざる所なりとて非常に痛心の狀あり（二十八日）

北米電報

▲實業團体の吊意　渡米實業團の一行は伊藤公の遭難を聞き一同驚愕色を失し總會を開き吊電を送り尙ほ一切の宴會を謝絕せり（廿八日東京經由）

倫敦電報

▲露國の滿鐵賣却　露國が滿洲に於ける自國の鐵道を賣却するの意思あることは最早公然の秘密にて其買手は極東政策上日本には賣却せずハリマンシンヂケートに賣却することゝなり協定略ぼ纏まりたりと（二十八日東京經由）

▲露伊兩國の近接　露伊兩國元首の會見と同時に兩國外務大臣の間に長時間の政治的會見行はれたるが右は墺國のボスニヤヘルツエゴビーナ併合に依り露國のバルカン半島に於ける現狀維持の手段として伊國と融和するの必要を感ぜしめたる結果と思惟せらる（同上）

雜報

●藤公薨去の公表　昨日統監府へ左の通り公報到着せり

伊藤公爵は十月廿六日午前十時哈爾賓に於て薨去國葬を以て葬儀を營む旨詔勅を以て仰出されたり

●韓太子へ優詔下　廿七日午後二時岩倉宮內大臣勅使として麻布鳥居阪韓太子の邸に臨み左の意味の勅語を傳へられたりと洩れ承る

今回伊藤公爵の遭難に就ては驚嘆に堪へず殿下に於ても御落膽のことゝ信ず併今後は夫々公爵に代り補育すべきに付聊か懸念なく勉强ありたしと

仍て韓太子は聖恩の深きを感ずる旨を奉答したりとさもありぬべきことにこそ

●韓皇統監邸に行幸　韓皇は伊藤公薨去の趣き聞召され弔禮の爲め昨日午後三時統監邸へ行幸相成りたり

●韓皇德壽宮に行幸　韓皇は昨日別項の如く伊藤公薨去の弔辭を述ぶる爲め統監邸に行幸し其御歸途德壽宮へ御立寄遊され太皇帝と御會見相成る筈なり

●伊藤公に文忠公と諡す　韓皇は昨日午後三時十分統監邸を訪ひ十五分間の後還啓ありたるが其際伊藤公に左の文を賜して文忠公を諡す

植德博聞曰文　慮國忘家曰忠

●義親王と祭祀料　義親王は祭文及び祭祀料三萬圓を携帶して趙農相と共に渡日することに決定せりと云ふ

●曾禰統監の吊電　曾禰統監は廿八日伊藤公夫人へ弔電を發し尙私信として西、末松兩氏へ弔詞を送れり

●農相渡日に決定　韓國政府を代表して趙農相は日本へ渡航することに決定したるも其日時は未定なりと

●勅使差遣と親書　伊藤公薨去に就き韓廷の驚愕は殆んど名狀すべからず兎に角義親王及趙農商工部大臣太皇帝よりは朴齊斌を日本へ差遣することゝなし右は勅使として重大なる親書を携帶せしむる筈に決定し出發は多分明日なるべし

●藤公遭難の詳報　左は來京中なりし清野滿鐵理事の許に滿鐵總裁より報じ來れる電報にして伊公遭難の現況を述て遺憾なければ茲に掲載す

伊藤公爵は二十六日午前九時ハルビンに着[illegible]藏大臣と會見約二十分[illegible]プラットホームに於[illegible]閲兵あり大藏大臣の希[illegible]前に一巡し終りたる際[illegible]にて狙擊したれば取敢[illegible]入れ應急手當を盡した[illegible]せられ犯人は即時守備[illegible]たり彈丸は一右肺外面[illegible]節より第九肋骨間に射[illegible]を貫通し三上腹角上の[illegible]まれり三ヶ所の內二ケ[illegible]術の施すべきなかりし

犯人は年二十四位姓名未詳なるも釜山を經て二十五日ハルビンに入込み同夜は停車場附近にて旅宿し出迎の日本人の內に紛れ込み居たるものなり

兇行の主意は韓國の爲め公爵の爲め名譽を汚されたれば之を恢復せんとしたるのみ但し一個人の發意にして他に同類なしと陳述し居るも其筋にては此自白に信を措かず現に松花江サイカ江驛附近にて怪しき韓人二名取捕へ取調べたるに短銃を所持し居るを以てハルビンに護送したるが今朝椿事後右二人の白狀に依れば彼等の同類凡三十人あり此內の一人本意を遂げたるなりと云へりと又昨日ハルビン居留の韓人に向て「親類の者其地を通過したるや」との差出人不明の電信來りたることあり依て露國側にても充分警戒を加へ居たるに此の椿事を見たるは返すゞも遺憾なり

川上總領事は肩先森秘書官は腕下を打貫かれ田中理事は左足の脚へ貫通傷を受けたるも田中氏は幸に輕し森、田中二氏は車內にて治療を受け公の遺骸を奉せる一行と共に十時四十分ハルビン發車四時三十分長春に着せり其他一同無事

露國側にてはホツワツト將軍も大藏大臣に面會の爲め來らる北京駐在の公使をして長春迄送らしめたり公の遺骸を乘せたる列車ハルビンを發するや悲しみの樂を奏し中間驛にても同樣吊意を表し美事なる花輪を贈り禮甚だ厚し

●韓皇の會葬　某氏談

伊藤公の遭難に對し韓人の上下が擧て深厚なる哀悼の情を表しつゝありとは余輩の聞くところなるが實に左もあるべきことにて特に公と韓皇室との關係に於ては而あるべき筈なり、因つて余輩は改めて茲に一の提議を爲さんとす、卽ち他の儀にあらず韓皇御自身若くは太皇帝御自身に於て伊藤公の葬儀に會葬せらるゝことなり思ふに今回の事たる韓皇室の知るところにあ[illegible]勿論なるも今や兇漢の行爲の爲[illegible]間に民族的誤解は正に起らんとしつゝあり若し之を放任して顧みざらんか日本人には兎も角も韓人の[illegible]大不幸の結果を見るに至るやも[illegible]らず此危機に於て日韓人の誤解[illegible]防ぎ併せて一般韓人の故伊藤公[illegible]忘恩の民たらざるを證明するは[illegible]の責任なり、談じて茲に到れば韓皇は公[illegible]室との關係に於て將た韓民[illegible]爲に是非共公の葬儀に會[illegible]て融和的精神の助長に勉め[illegible]余輩は曾禰統監[illegible]韓皇に向つて右の事に出らるゝ樣勸めらるべきものと信ず。

●儒生の檄文配布　京城に於ける儒生等は五名の連署を以て統監政治を攻擊し伊藤公を誹謗せる檄文を認め各國領事に配布せるを發見せりと云ふ

●京城民會の吊辭　伊藤公爵の遭難に就き京城居留民會は不取敢見舞電を發したるに古谷秘書官より貴電を深謝する旨答電あり尙ほ同公の喪は愈々一昨夜發表せられたるを以て更に左の意味の吊電を樞密院及び公爵邸へ發したりと

伊藤公爵閣下には旅行中ハルビンに於て遭難の爲め薨去せらる洵に痛悼の至りに耐へず茲に京城居留民全會一致の決議を以て吊辭を呈す

●加害者の管轄に就て（小松統監府書記官談）

就ては特別の條約規程なき限りは韓國政府は其犯罪の種類如何を問はず其引渡を請求したる時に限るものとす、今回の事件に就き直に起る可き問題はハルビンは清國領土[illegible]云ふ在り鐵道條約によれば其區域內に於ける清國人の犯罪者は露國官憲の管轄に服[illegible]は清國人を特に[illegible]例を案するに哈爾賓に居留する獨逸人露國官憲より强制徵税に遵ふて之を峻拒し其結果刑事々件を併發したるに結局露國は行得ず故に犯罪人は獨逸領事の管轄に屬すべきものと決定したる趣なり以上の事實に徵すれば今回の加害犯人は日本領事館に於て裁判所に移すべきなるべきも現在の規定上韓國の裁判所へ移すの途は斷として之なかるべしと云々

●各高等官夫人の吊電

●漢城全市の吊意　伊藤公の薨去昨朝發表せられたるにつき其筋にては左の如く吊意を致すことゝせり

各學校　京城公私學校は休學三日

各興行　各演劇場は停業三日

尙特旨を以て停朝市三日仰出さる這は韓國の古禮により朝廷及市を停むるの意なりと

●木內次官邸の追悼會　木內農商工部次官は一昨夜平賀、眞野兩博士、淸野滿鐵理事入京慰勞の爲め右三氏と共に香阪法務院長、池田通信局長、俵次官、中山書記官、松井、菊池兩局長、三浦理事官林、井上兩東拓理事を同次官邸に招待したるが此時忽ち伊藤公遭難の飛電を得て驚愕宴を廢し續て薨去の悲報に接して一同痛歎直ちに公爵追悼會となり左なくとも悲しき秋の夜を涙に袖を濕して散會したるが淚脆き木內次官は感迫りて慟哭したりと云ふ

●若林警視總監の吊電　若林總監は昨朝公爵夫人へ宛『謹んで公爵閣下の薨去を弔す』との弔電を發し尙川上哈爾賓總領事に宛見舞の電報を發したりと

●伊公薨去と各國領事　伊公薨去に付吊問の爲白耳義總領事は昨日午前統監府を淸國總領事は同午後統監邸を訪問其他は書面にて鄭重なる吊辭を述たり

●曾禰統監の答禮參內　曾禰統監は昨日午後四時韓皇の吊訪に對し答禮の爲め喪衣を着し昌德宮へ參內したり

●義和宮の統監邸訪問　義親王殿下は本日午前十時統監邸を訪問し伊藤公の薨去に對する吊辭を述べられたり

●特別軍法會議構成法　司法權委任に就き韓國の軍人軍屬に對する特別軍法會議構成法昨日の官報にて發布す

●各高等官統監邸吊訪　韓政府各部高等官一同は內閣よりの命により伊藤公薨去の吊辭を述ぶる爲め昨二十八日午前十一時何れも統監邸を訪問せりと

●龍山通信（廿八日支局報）

▲臨時民會の開會　一昨二十七日午後一時三十分開會議案第一號龍山居留民會囑託に關する件は本年十一月より向ふ三ヶ年間新設の龍山醫院々主瀧澤馨太郎に龍山民團公醫を囑託する事及び其報酬金額等原案の通り可決議案第二號明治四十二年度龍山居留民團歲出豫算更正の件は讀會省略原案可決第三號案龍山居留民團功勞者表彰規則制定の件は次回の會議迄延期することゝし夫より秘密會議に移り午後四時閉會したり

▲民團議員懇親會　龍山民團諸員は別項民會閉會後和歌の屋に於て懇親會を開けり

▲衞生組長慰勞宴　大久保民長は昨夜過般コレラ病流行の際防疫に盡瘁したる衞生組長一同を和歌の屋に招待し慰勞宴を開く

▲キ將軍歡迎準備　龍山民團にてはキ元帥龍山通過の際煙火を打揚げ歡迎の意を表する筈民長以下民團吏員愛國婦人會員及び居留地有志者は龍山停車場にて送迎する由

●議員候補者豫撰　龍山革新同志會にては一昨二十七日夜民團議員候補の豫撰を行ひ松本良藏氏を最高點とし外二十七名を撰定せしが現在議員八名此の中に在り而して野中會長及幹事等は昨日より豫選候補者の承諾を得べく勸誘しつゝあり因に鐵道員側にては從來二名の議員を出し居れるが尙居留民の推薦あらば增員する意向なるが如し

●渡邊少將の入京　臨時韓國派遣隊司令官陸軍少將渡邊水哉氏廿七日入京せり

●眞野文二氏退京　文部省實業學務局長の同氏は一昨日釜山へ向け出發したり

●滿鐵理事淸野氏　來京中の滿鐵理事淸野長太郎氏は廿七日釜山に向け出發したり

●群島防疫所閉鎖　水原地方に於るコレラ撲滅に付き防疫所を廿六日閉鎖したり

近事片々

▲伊公の訃報により列國の同情は帝國に集る我對淸策及滿洲經營は圓滿に進行せむ

▲列國の猜疑も嫉妬も伊公の死により煙散霧消せん公の遺鑑は長へに東洋を擁護す

▲哈爾賓訃報は祖國民を慟哭せしむ左もあらむ國家の大柱石を思ふの情然るべし

▲韓人兇徒の不埒は無論斯る兇徒を起さしむる原因を質して大に今後を警むべき也

▲韓國には由來暗殺多く行はるも多くは政權爭奪の爲併し今回の兇徒は其原因別也

▲何れの邦國にも暗殺事件なきに非ずされど韓國人の暗殺は大に趣きを異にする也

▲異個の愛國狂でもなし亦無政府黨や社會黨の如き主義狂でもなし一種の暗殺狂乎

▲スチーブン氏や伊公に對したる擧は一面より愛國狂とも見らるれど其實は不然也

▲韓人には由來頑固不拔なる愛國心杯はなし唯一時の思想感情が高潮せる爲ならむ

▲是を以て彼等は能く他の煽動に乘る事多し眞に度し難き奴輩是が警戒を嚴行せよ

▲排日杯と騷ぎ廻る奴も多く煽動せられて盲動するもの也盲目は蛇に怖れずとは眞

▲暗殺者を煽動するものは槪して自己が權勢を握らむとする爲に策するものが多い

▲此等使嗾せられて盲動する奴輩は前後の考もなく決行す韓人の暗殺者は皆此類也

▲蒙古に於ける露國の勢力は案外に鞏[illegible]せるもの〻如し露の懷柔策は巧なる者あり

▲蒙文の新聞書籍類を配布して能く蒙古人の歡心を迎へる杯は矢張り露國の一流也

▲獨逸も亦拔からず蒙古に手を觸け居る者の如し此地點に於て獨露の勢力爭起らむ

▲然れども露國は頗る地盤堅し此點に於ては到底獨逸の新進力も敵する能はざらむ

▲英米シンヂケートの錦齊鐵道問題は此末如何に結着すべきか米國今後の活動如何

▲米國大統領タフト氏の不評判は西部諸州に起るタ氏の勢望は矢張ル氏に劣れるか

▲茨城縣に二百年古狸翌兒を床下に咬込みし珍事あり人間界の古狸は尙是より恐し

(小松統監府書記官談) 判事館に於て種々協議を纏ふるものもれども韓人が韓國領土外に於て犯したる罪科には其犯罪の種類如何を問はず其引渡を請求き直に起る可き問題はハルビンは清國領土渡を要求し得べき場合は韓人が政治上に關を有する事となし居るに依り同地に於けるせざる罪が露國内に於て犯して國外に逃亡犯罪者は孰れの國の裁判權に服すべきやける清國人の犯罪者は露國官憲の管轄に服指定したるものにして他の第三國人には及はざるものと解釋せざるを得ず最近の實國官憲より強制執行に訴へて之を逮捕し其結果刑事々件を惹發したるに結局露國は行れども之が爲め露國は裁判權を執行するをさものと決定したる如き…すれば今回の加害犯人は日本領事館に於て之を管轄する事となるべく其重罪たるの理由により領事官は豫審を爲すに止め他の上…るべし云々

●各高等官夫人の吊電 赤十字社愛國婦人會及び統監府各高等官夫人は伊藤公薨去の吊電を發せられたりと

噫!!伊藤公爵(二)

松下村塾では凡才子 木戸公より洗禮及鑑識

何人も知る松下村塾、長藩俊才の養成せられたる學舍として有名なれども、其實其校舍は茅屋にして一の寺小屋に過ぎなかつたのである、けれども其師たる吉田松陰の熱誠激勵によりて活きたる人物の輩出したることは爭ふ可らざる事實である、現時の山縣元帥昔の狂介君も井上馨侯昔の聞多君も、洞ヶ峠の名を博せし故品川彌二郎君等

長藩多くの俊才は此村塾より出でたのである、公爵伊藤も亦其一人であることは何人も知る所である、而して公と師たる松陰との關係は如何であつたか、徒弟を見ること師に若かずと云ふが、師たる松陰は公を如何に見たであらうか、松陰は公を以て一個の才人と認めたらうが決して豪傑とは認めなかつた樣である、却て山縣狂介や品川彌二郎に望を屬して居られた樣である、殊に品川は松陰に愛せられた樣である、惟ふに是は熱血火の玉の如き吉田寅次郎には**感情的**の品川と氣合が投じた故であらう、公の如き一見才人肌にして**比較的冷靜**の人とは或は意氣投じ合はなかつた爲であらうか、之れ獨り師たる松陰のみならず、先輩たる高杉晋作の如きも公を見ること聊か輕きに失した樣である、公が井上と共に東上するときに高杉は山縣に宛てゝ紹介して曰く、**聞多は才子俊介も中々利口**也と、是れによりて見るも、高杉の眼に映じたる俊介乃ち公は世の所謂才子小利巧の人であつたかに思はれる、青年時代の公は斯の如くに見られたのである、當時に於ては何人も將來大勲位公爵と云ふ位人臣を極むべしとは思ひ及ばなかつたのである、況や日本第一流の政治家として**帝國を提げて立**つが如き概に於てたやである。

公の器量が漸次機微の間に認めらるゝに至つたのは恐らく木戸孝允の眷顧に預つた頃からであらう、木戸は慥に公を以て偉大の器と認めたに違いない、公の明敏なる頭腦は能く時勢の推移を看破して、木戸に向て種々の建策をした、其建策は木戸の多く用ゆる所となつたのみならず、其偉大なる伎倆をも識認されたのである、現に角公が廟堂の人となるに就ては**木戸の推擧**による所多く、換言すれば木戸より政治界に雄飛する洗禮を受けたのである、木戸が公の生涯を導かはしないかと心配したることは公の**漁色**であつたと云ふ事だ、或時木戸は公に向て之を諷諭したことがある、然るに公は之に對して斷然此事計りは**自分の病**で止められぬと答へたさうだ、**英雄色を好**むとの諺もあるが、公は之を好みしと雖も決して溺れる樣なことはしない、こゝが則ち公の豪い所であらう

●**女の湯屋稼ぎ捕はる** ▲淨土宗開敎院に逃込む

京城旭町一丁目百九番戸大和湯事物部幸藏方にて一昨廿七日午後七時過ぎ同町一丁目五番戸谷友聯一妻やすは長女靜枝(十三)を伴ない入浴なし歸宅に際し靜枝の着衣紛失に大に驚き番臺に聞きたるに唯今女湯からは旭町二丁目九十二番戸磯部八十吉妻さい(二…)が出でしとのことに直ちに其旨巡廻中の南部署警官に訴出でたれば警官は嫌疑者さいが湯屋の筋向ひの開敎院に入りたる樣子なれば追跡して取調べたるに同人は隙を窺ひ突然本堂の後に回り逃走せんと企だてたれば最早猶豫ならずと逮捕なし嚴重尋問せしかど唯知らぬ存ぜぬの一點張なりしも本堂の裏にて被害者の衣類全部投棄せしを發見せしかば準現行犯として同人を本署に引致田部警部に引渡したりとは淺ましの女心

●**三人連の誤大盡**

廣島縣生れ當時龍山本町一丁目番戸不詳商店員藤井龜太郎(三…)島根縣生れ當時龍山元町番戸不詳大工職大川源一郎(三五)鳥取縣生れ當時龍山元町一丁目卅七番戸居留石川三十郎(三九)の三人は去る廿六日午後十時過ぎ何處かで鱈腹呷りて景氣を付け新町遊廓皆春樓に登樓なし藝娼妓の總揚げを爲し飲めや唄への大散財をやらかしたまでは大出來なりしがイザ勘定と云ふ段となり十七圓餘の遊興費に一文も持合せなく强硬なる仲居の談判に初めの陽氣は何處へやら三人共眞靑くなつて平蜘蛛の如くなつて過つても其手は通らず遂に交番の厄介となり大目玉を頂戴したる上無理算段して藝妓の花代を除き六圓九十六錢を支拂ひて歸宅を許されしは揃ひも揃ふた大馬鹿者共なり

●**賃錢を拂はぬ奴**

去る廿六日午後八時卅分頃一名の韓人車夫新町遊廓巡査派出所に出頭して申立てる樣唯今日本人乘客を載せ來りしに該客は非常に酩酊し道路に熟眠して措置に困難なれば保護を願ふとのことに詰合の警官は直ちに車夫同道春樓前に至り見れば服裝卑しからぬ廿四五歲位の男倒れ居たるを喚び起こし住所姓名を尋ねしも唯南大門附近の太田とのみ他は明瞭ならず車夫の申立てには旭町一丁目より乘車したりと云ふに本人に其事實を聞ひたるも更に要領を得ず遂に双方合意の上男の所持金二十錢を車夫に支拂ふて示談せしめたり

●**床下に手提金庫**

仁川宮町一丁目居住の川村孫一と云ふは一昨日午後〇時半頃宮町派出所に至り自宅炊事場を掃除中便所に達する板間床下より手提金庫を發見したる旨屆出でしかば警官出張取調べたれど誰れの所有品とも知れず剩へ錠部を捻じ開けんとしたるの形跡あれば若しや泥棒奴が贓品を投棄せしものにあらずやと更らに刑事の手にて取調べを爲したるに右は海岸町岡田組に居住する綴喜某の所有品なりしも破損せし爲め投棄せしものと判明せしかば現品は拾得主の川村に下渡さる

●**血の通はぬ車夫**

仁川仲町二丁目向井滑(いさ)と云ふは健氣にも一昨日仲町二丁目一山樓脇にて燒栗を賣り親の手助けを爲しつゝありしに同町の荒木米太郎と云ふ車夫が亂暴にも此處に誰れの許を得て店を出して居るのだと云ふが早いか右足をあげて栗籠を蹴飛ばせしかば滑は泣く〳〵其旨父なる人に訴へ更らに仁川署に訴出でしにぞ右車夫を本署に呼出して懇々其不心得を諭したりとぞ

●**朦朧車夫撲らる**

京城日出町旭長組車夫韓人金德三(二四)は一昨廿七日午後兵庫縣當時京城旭町一丁目百廿四番戸居留用達業梅藤甲平(二〇)を客に取り初め賃錢を定めず乘車せしを幸ひ金は降車の際不當の賃錢を請求せしかば甲平は大に怒り錏一文も支拂はず剩へ同人を强た毆打したる騷ぎに警官の出張を煩はし双方說諭の上和解放還

●**痘瘡だこ大騒ぎ**

南部小仁峴六十五統三戸左官職金興龍(八三)が廿七日午後八時頃死亡せしを痘瘡の疑ひありとて近傍で大騒ぎをなし南部署囑託山本醫師出張檢診したる結果全く咽喉部の爛れたのが原因なりと判明してほつと安心したり

●**活動寫眞取替**

連日大入好評を博せる歌舞伎座の活動寫眞は本日より赤垣源藏を影寫する筈

●**仁川花柳だより**

仁川の各料理屋連は伊藤公の遭難に多大の同情を寄せ三日間歌舞音曲を遠慮致居候然れ共是非三味を彈かねばならぬ御座敷にては爪彈をする事に相成つて居る由に候伊藤公が草葉の陰にて之れを聞きなんには必ず破顏一笑せらるべく候▲京城井門樓の雛子と云へばさる銀行員さんと大熱々の間と聞き及び候が如何なる仔細のありてにや近日中淺間に鞍替し來るべしと待ちに待てる人有之候が果して事實にや▲鱗樓の笑子は之れを聞くや愁眉開く間もなき由に候がナヽル程大切なる秋田黑旦を取らるゝなきやを虞れてに候はん(鳥子)

●**嚊の敵御參なれ**

南部美洞統戶不詳人力車夫黃德俊(二八)は至つて女房孝行なるがつい二三日前可愛い女房がドロンとも何とも言はず姿を隱したるに大に驚愕し血眼になつて搜索せしも一向行衛知れずこれはてつきり近傍の宋仁善(三三)が誘拐して何處かに對飛したるに相違なしと邪推を起し遂に去る廿七日午後七時同人宅に闖入して一言二言爭論の結果宋を女房の敵呼はりなし毆打し數箇所の重輕傷を負せ南部署に告訴せられたるが嚊孝行も通れまですれば澤山なり

●**仁川京町のボヤ**

昨日午前九時頃仁川京町一丁目綿屋徐鳳仁方より火を發しあはや大事に及ばんとせしが近隣の人々馳せ附け直に消し止めたるが原因は煙草の火を投げ捨てたるより大事に至らんとせしものなりと時節柄火の用心こそ肝要ならめ

●**勞銀を着服して**

仁川花房町居住の土木受負業太田光二郎と云ふは韓人數十名の勞働賃金を半分渡し其餘は着服せる旨其筋に訴へらる

●**質屋告發せらる**

仁川平洞の質商靜見利三(二八)は質入臺帳記入に不備の點ありしかば一昨日其筋に告發さる

龍山珍報

▲**他の物は吾が物** 龍山大島町洗濯業吉井某が雇人滋賀縣生れの村西太郎(二八)といふは洗濯物に纖落ちのせぬ樣日頃心懸け居る爲めにや自分の都合の好き事は至つて公平なる心意氣の男にて去廿六日の夜十時頃何處で飮みしか舌の先から足許まで公平にヘレヘレケて睨懇なる元町三丁目四番戸に住む魚屋靑山太三郎方に來りしが折柄太三郎は不在にて同人の女房れ何が一人留守し居しが太三郎が踞り込みて下らぬ長話の中にれ何一寸便所に起ち座敷に歸へるや太郎は急に澄して暇乞もそこ〳〵に立去りたり彼是する中太三郎も歸宅して其儘寢に就き翌朝早く起きていざ商賣に出懸けんとて俗にいふ虎の子などは贅澤の限り太三郎に取りては活計の資本ぞと大事に〳〵忍ばせ置きたる財布を取出さんと机の抽出を開けて見たるに財布は影も無し無論在中の十八圓餘の金も無し太三郎靑くなつて考へて見れば怪しきは太郎なり彼の公平者テッキリ例の公平を極めたるならんと蝗の如く龍山市中を飛廻はりて太郎が桃山の玉川樓に居るを突止め取押へて責問へば太郎キヨトンとして昨夜內儀が便所に行きし間に財布を取出して懷中に潛め置き先づ大島町のかしくにて六圓餘を消費し十二時頃より桃山に繰込みて今此處で漸く九圓計を使ひしばかりと太三郎を猛烈に呆れしめしが踏つた揉むだの揚句警察沙汰となり太郎の雇主が金を出して呉れ太郎は散々叱られて事濟み

▲**逃げた女** 花村こと二十九歲丈五尺色白く眉小、目小、龜甲形縞入れを着す右は平壤にて藝妓稼業中逃亡せし者にて竊盜せし嫌疑ある者なり平壤警察署より龍山警察署に取押方を依賴し來りたれども龍山には來ずに何處へか消ね失せし者なり

●福井茂兵衛優(三)

▲當地壽座に出演する

明治九年同人社同窓の友と共に東京を去つて再び長野縣へゆきました、途すがら僕は製絲場に從事するか、それとも他の方向に就くかその撰擇には少なからず煩悶して居たんです、先づ同縣裁判所に在勤の阪崎斌(紫瀾と號す)君を訪ねて久濶を謝し處世の方法に就て相談をした處「活動の方面は必ずしも實業界に限らない譯だから自己を枉て迄もそれに從事する要はなからうじやないか、それよりは自己の長所に向つて集中した方が遙かに得策だよ、長所は政治方面だつて、それなら幸ひ自分等の經營せる「松本新聞」があるから記者となつて君の宿論を紙上に發表し堂々と社會の輿論に訴へたが可いじやないか」と言つて呉れたので志を決し松本新聞に入社した、今から追想て見ると阪崎君の注意は餘り有り難いものでは無かつたやうです、矢張り實業界に首を突込んだ方が良かつたんでしやうが、何を申すも此頃は人の詞に感動され易い青年時代の事であり殊に自分の好な道と來て居るから前後無分別く飛込んで仕舞つたんです、愈々入社して新聞紙上に自分の意見を發表すると共に一方では道路演說を試みるといふ工合に筆と詞の二途で纔に公衆に訴へて居りましたが自分ながら得意でしたよ、それもその筈同人社時代同窓生の間に空論を闘はして居てさへ痛快でしたもの、況して這度は社會一般が相手ですから愉快なのも無理はありません處が新聞と言つても今から見れば極幼稚なもので發行の如きも隔日でしたが追々賣口がよくなり世間の信用も增す從つて社の經濟も確實になつて來たので坂崎君や僕等が發展主義を唱へ出し日刊にしやうと主張したが反對者が多數で空しく否決された、茲に於て坂崎君と共に斷然社を辭し東京に歸り「自由新聞」に入社し星亭、栗原亮一、小室俊介、宮崎夢柳の諸君と机を並べて編輯に從事した、併しこれも姑くにして「自由の燈」に轉に更に「めざまし新聞」に這入り相變らず政談演說に驅づり廻つて居りました、その間に色々の事があつたが或時猿若町の市村座で市川團十郎が「佐倉義民傳」を演じて大變好評を博したので僕が主唱者となつて自由黨の人々を說き總見を催した、(まだ)

吉凶鏡

本町五丁目 三一館判斷

十月廿九日 舊九月十六日 二黑赤口 壬戌

●…日なり新事見合たべし●△二黑…を堅く戒しむ…盗害紛失酒色の過失により疎處あり●…合すべし△四綠…引金品授受證券圖章注意すべし△五黃 世話引受保證事を堅く戒しむ家族家庭より痛心あり△六白 快欣の日なり殊に農業礦業には大に吉△七赤 利潤を得又は勢力を高むるの日なり婚姻入學門等吉△八白 改易轉變に關する事効なし其外平穩△九紫 平凡の日旅行は見合すべし轉醫轉業移住等吉

右は概括的判斷なり各人格別に付ては直接に同館の鑑定を請はる可し

各種
洗濯石鹼
專門製造販賣
用途
陸軍、鐵道、船舶、鑛山、水道、湯屋、散髮、諸工業用
京城旭町二丁目
(電話九七三番)
朝日石鹼製造所

新調及調達 表裝 中村 (電話)

●特別安價大販賣廣告●



尙他地方よりの御注文は代金引替小包にて御送附申上候若し時は御足に合はざる時は何時にても御取替可申上候

謹啓時下秋冷之候各位益々御勇健奉大賀候降て弊店儀毎々御愛顧を蒙り日増しに隆昌に赴き候段難有仕合せに存じ候就ては弊店の御眷顧に酬ゆるため一層の大勉强を以て破格の安價に販賣仕候間續々御用命の程希上候今更申迄もなく弊店の特色は常に原料の撰擇に意を用へ剩へ技術は洋風の粹を蒐集し製造致し候故何卒當地御試用の程只管願上候

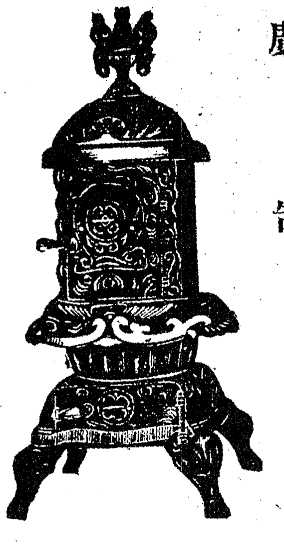
深ゴム靴 特價 六圓
アミ上靴
淺ゴム靴 同 五圓

京城本町二丁目 電話九一九番
富田製靴本店
京城本町六丁目
富田支店

表裝 一切 襖 製作販賣
原料を精撰し技術審美的にして價格亦頗る廉價なるは弊堂の特色!!
京城明治町二丁目
古香堂主 山本平治

廣告

暖爐各種

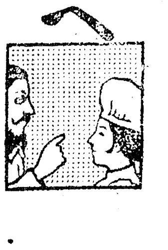


煙突取付並ニ煙突掃除大勉强
京城本町五丁目角一番戶 電四七一番
馬木勇吉
龍山山下町兵器廠官舍進入口 電三六四番
馬木支店

神戶資生分院
◎花柳病專門科
痔一般(外科兼治)
●入院隨意●
京城梅毒病院
京城相生町(南門湯橫)
院長 醫學得業士 盧田耕平

蒸氣消毒 牛乳
平山牧場
京城大和町一丁目
電話一三三

醫師に問へ



斯の如きクラブの原料は皮膚に如何なる効果あるか各位の信頼せる醫師に問へ

本品の保證は只賢明なる愛用者と博識なる醫師の批判に信頼す

最近クラブの主要洗粉原料

一、ミルク、フレーク(米國製)
一、クリモラ(米國製)
一、マスク(佛國製)
一、ボルチオール(獨乙國製)
一、ボリシック、エシッド(日本藥局方)
一、精製せるソープパウダー(英國製)
一、藥用ソープパウダー(日本藥局方)
一、精製スターチ(米國製)
一、特製のスターチ(日本特產品)
一、ボラックス(日本藥局方)

此外特種の香料と美身的藥劑を配合し常に製品の改善に熱中しつゝあり

皮膚の滋養品



クラブ洗粉の原料中には皮膚の自然美と健康美を增すに適當なる營養物を含有す

故に舶來石鹼よりも遙に優る特色を有する事を謹而公表仕候

クラブ洗粉製造元
帝國化粧品俱樂部
經營者 中山太一

明治廿年七月創立
資本金一千萬圓
東洋運送株式會社
京城代辨店 本町四山口吳服店 電話九番
事務所 京城本町二の三 電話一〇六〇番

●品質純良の牛乳を得んとせば乳牛の食料に注意を要す弊場夙に此に留意し好良の食料を給す



京城本町五丁目(電四七番)
販賣元 川仁 松尾支店
京城東四軒町(電七五番)
搾取所 松尾牧場

●弊場搾取の牛乳を愛飲せらるゝ御諸君は最も滋養豐富風味佳良の牛乳を飲用し得らるべし

營業科目
活版、石版、銅版
各種印刷
帳簿裝釘、書籍
製本及ビ印刷
諸材料販賣

日韓印刷株式會社

遍ク諸材料ノ精撰ヲ計リ期日ノ正確ヲ旨トシ最モ敏活ニ最モ低廉ニ御高需ニ應ジ候間多少ニ不係御注文ノ程希上候

本社 京城明治町三丁目 電話三三三番
出張所 東京麴町區麴町八丁目十九番地 電話番町二九〇番

特約販賣 自製
漬物 味噌 醬油 製造元
京城本町五丁目
大上商店
(電話二五一番)
和洋酒、精酎、穀物麵類、銘茶、罐詰、乾物荒物、食料雜貨、ビール、米糀、塩辛、日本食鹽各種特約販賣尙御望に依り商品切手調進仕候

消毒衛生 特に衛生的 牛乳
荒井牧場
電話一〇五六

開業御披露
弊店儀今般一樂樓跡にて開業致候に付ては客室の裝飾を始め其他改善を加へ且つ料理に御扱ひ申候間何卒賑々敷御來遊被下度伏して奉願上候敬白
龍山桃山町
紀の國屋
電話一五一番

日本郵船株式會社
瀛船仁川出帆廣告
仁川海岸通 電話三九番
貨物及船客取扱店 郡回漕店

●釜山長崎門司神戶行 東京丸 十月
●大連、大沽行 高砂丸 十一月十八日正午時出
●大連、大沽行 山東丸 十一月九日午前四時出
●大連、大沽行 酒田丸 十一月四日正午時出
御注意 御乘船ノ際ハ稅關波止場ヨリ本船迄送迎船ニテ御送リ可申候送迎船ハ本船出帆ノ約五十分前ニ解纜ノ事

●新聞料 一部金二錢 一ヶ月金四十錢 一ヶ年 金四圓五十錢
●廣告料 …
發行兼編輯人 高木久七
印刷人 久… 一…
發行所 京城新報社